

竹久夢二学会会則

総則

第1条 名称

本学会の名称を竹久夢二学会(略称：夢二学会、英文名：Takehisa Yumeji Research Society)とする。

第2条 目的

本学会は、竹久夢二の生涯と芸術、ならびに竹久夢二の周辺の芸術、社会等、さらにそれらから派生する多様な領域の学際的研究を推進し、研究者の相互研鑽、交流の促進により、研究の質の向上と、研究をもととした社会貢献を目的とする。

事業

第3条 事業

本学会は、以下の事業を企画・運営する。

- 1、大会、例会、シンポジウム等の開催。
- 2、学会誌『竹久夢二研究』の発行(年一回)。
- 3、学会賞(竹久夢二学会賞、および竹久夢二学会功労賞)の授与。
- 4、そのほか理事会で認められた事業。

会員

第4条 会員

本学会の趣旨に賛同するものとする。会員は、正会員、学生会員、准会員、賛助会員、名誉会員から成る。准会員、賛助会員は、総会での議決権、学会誌の投稿の権利を所有しない。入会は、理事会での承認を必要とし、会費を納入したものとする。会費を3年滞納したものは会員資格を喪失する。ただし、不足分を納入した場合は、資格が回復される。会員は本学会の諸事業に参加し、学会誌等の出版物の配布を受けることができる。

第5条 会費

本学会の事業、運営のため会費を以下とする。

- 1、入会金 3,000円
- 2、年会費 正会員 5,000円、准会員 4,000円、学生会員 3,000円、
賛助会員 10,000円(1口)

役員

第6条 本学会に次の役員を置く。

- 1、理事 若干名、内各1名を互選により会長、副会長とする。
- 2、会計監査 2名
- 3、幹事 若干名
- 4、顧問 若干名

任期を、理事、幹事は2年、会計監査は3年とする。ただし、重任を妨げない。

總會

第7条

總會は年1回開催し、正会員、学生会員の総数の3分の1(委任状を含む)の出席によって成立する。

會計

第8条

本学会の會計年度は4月1日より翌3月31日とする。

附則

第1条 事務局

事務局、東京事務所を以下に置く。

夢二郷土美術館(総務)

〒703-8256 岡山県岡山市中区浜2丁目1-32

電話(086)271-1000 fax(086)271-1730

帝京大学岡部昌幸研究室(学会誌編集・シンポジウム運営)

〒192-0395 東京都八王子市大塚359 帝京大学文学部史学科

電話 090-6538-2883

第2条 規則

会則を補足するものとして、適宜、理事会の決定により規則を設けることができる。

第3条 本会則は、平成26年9月27日より施行する。

第4条 平成27年11月7日一部改正。

第5条 平成28年3月20日一部改正。会長に高階秀爾、副会長に酒井忠康を選任。